

# 令和6年度 公益財団法人大垣市社会事業助成会助成金 募集要項

## 1 助成金の名称

公益財団法人大垣市社会事業助成会助成金

## 2 助成金の内容

福祉団体又は社会福祉活動団体に対し、事業費の一部を助成します。

## 3 助成対象団体

- (1) 大垣市内において社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行っている団体
- (2) 大垣市内を除く西濃地域において社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行っている団体であって、市民が加入・利用しているもの
- (3) 大垣市内において保健、医療若しくは福祉の増進又は子どもの健全な育成を図ることを目的とする特定非営利活動法人又は次のいずれにも該当する市民活動団体
  - ア 5人以上の会員を有し、代表者を含め3人以上の役員を有すること。
  - イ 活動が市内で行われていること。
  - ウ 市民に開かれた団体であること。
  - エ 毎年度事業予算を作成し、決算が行われていること。
  - オ 代表者及び運営の方法が規約又は会則で定まっていること。

## 4 助成対象事業等

助成対象事業	助成率	助成限度額
1 備品等整備事業 →福祉サービスの実施、施設の利用又は社会福祉増進活動(※)のために利用又は提供される備品の購入、施設の修繕	2/3 以内	100 千円
2 団体支援事業 →福祉団体等が行う社会福祉増進活動(※)の支援	2/3 以内	100 千円

※：社会福祉増進活動とは、障がい児（者）支援団体、ボランティア団体などが行う文化・スポーツ活動の促進を図るための活動（文化祭、体育祭等）、当事者支援や福祉学習、福祉教育、地域福祉課題対応などにより地域関係者の連携を図る活動をいいます。

## 5 応募方法

助成金交付申請書（指定様式）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、公益財団法人大垣市社会事業助成会事務局（大垣市役所社会福祉課内）まで送付してください。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 団体・施設の概要が分かる書類、パンフレット等
- (3) 令和6年度収支予算書（写）又は収支予算書に準ずる書類

- (4) 事業計画書その他助成金の使途が分かる書類
- (5) 法人登記事項証明書（発行年月日不問。写しでも可）
- (6) 事業者又は施設の指定又は許可に係る書類（写し）
- (7) 団体及び施設の社会貢献性が分かる書類（指定シート）
- (8) 助成対象事業が補助金等の対象でないことを確約する書類

※(1)・(7)・(8)は、当財団ホームページからダウンロードしてください。

## **6 応募期間**

令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月30日（火）

## **7 助成金交付先の選考方法**

助成金交付先は、団体及び施設の規模、社会貢献性、財務状況等を勘案し、当財団の理事会において選考・決定します。

## **8 備考**

- ・当財団は、子育て支援や子どもの健全育成を図ることを目的とする団体を、特に応援します。
- ・助成金の申請は、同一年度内において1団体1事業までです。
- ・当該年度又は前年度に助成金の交付を受けた団体は、助成対象となりません。ただし、理事会が適当と認めた団体については、助成対象となることができます。
- ・国・地方公共団体の補助金若しくは負担金又は民間資金の対象となった事業及び国・地方公共団体から委託を受けて実施する事業は、助成対象となりません。

## **9 その他**

- ・選考結果は、書面にて通知します。
- ・ご提出いただきました書類、資料等は返却しませんので、あらかじめご承知置きください。

## **10 提出先・問合せ先**

公益財団法人大垣市社会事業助成会事務局 担当：馬場

所在地 〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所社会福祉課内

電話 0584-81-4111（内線2472・2473）

47-7256（直通）

F A X 0584-81-5500

H P <http://www.nisimino.com/ogaki-zyosei/>

※電話でのお問い合わせは、平日8時30分～17時15分をお願いします。